岩手県収用委員会告示第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成24年1月24日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸 之

- 1(1) 起業者の名称 岩手県
 - (2) 事業の種類 一般国道106号改築工事 (築川道路・岩手県盛岡市川目第5地割地内)
 - (3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地 番	地目	土地登記簿 の地積	実測地積	収用しよう とする土地 の面積	使用しよう とする土地 の面積	実地 の状 況	備考
岩手県 盛岡市 川目第 5地割	1番	灯田	813m²	798. 36 m²	220. 81 m²	5. 88㎡	山林	1 別図に赤色で表示する部分 2 実測地積は、1 番の土地所有者 の所有権が確定 している部分の 面積である。

(4) 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
吉田 正志	岩手県盛岡市川目第4地割19番地

- (5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- (6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年1月20日
- 2(1) 起業者の名称 岩手県
 - (2) 事業の種類 一般国道106号改築工事 (築川道路・岩手県盛岡市川目第5地割地内)
 - (3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地 番	地目	土地登記簿 の地積	実測地積	収用しよう とする土地 の面積	使用しよう とする土地 の面積	実地 の状 況	備考
岩手県 盛岡市 川目第 5地割	122番22	山林	9, 884 m²	5, 950. 52 m²	1, 445. 24㎡	33. 05 ㎡	山林	1 別図に赤色で表示する部分 2 実測地積は、 122番22の土地所有者の所有権が確定している部分の面積である。

(4) 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
吉田 アイ子	岩手県盛岡市川目第4地割100番地2

- (5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- (6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年1月20日
- 3(1) 起業者の名称 岩手県
 - (2) 事業の種類 一般国道106号改築工事 (築川道路・岩手県盛岡市川目第5地割地内)
 - (3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しよう とする土地 の面積	使用しよう とする土地 の面積	実地 の状 況	備考
岩手県 盛岡市 川目第 5地割	不明。ただ し、1番又 は122番22	不明。ただ し、1番 畑又は 122番22 山林	不明。ただし、 1番 813㎡ 又は122番22 9,884㎡	1, 514. 94 m²	526. 78 m²	8. 40 m²	山林	1 別図に赤色で表示する部分 2 実測地積は、1 番の土地所有者と122番22の土地所有者の間で所有権争いがある部分の面積である。

(4) 土地所有者の氏名及び住所

不明。ただし、1番の土地所有者

氏 名	住 所
吉田 正志	岩手県盛岡市川目第4地割19番地

又は122番22の土地所有者

氏 名	住 所
吉田 アイ子	岩手県盛岡市川目第4地割100番地2

- (5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- (6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年1月20日

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。